

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 7 月 22 日
独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職理事 佐野 郁夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成26年度「地球環境基金助成活動の成果の可視化に向けた調査研究」の請負業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結の日～平成27年2月27日

(4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 地球環境基金課

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

(6) 提出書類等

- ① 総合評価のために必要な書類を提出しなければならない。
- ② 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から上記に係る消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第4条(以下「取扱細則」という。)に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条(別紙参考)の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など(別紙参考)

(2) 調査研究業務における豊富な経験及び情報を有する者であること。

(3) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 基金管理課
e-mail : c-kikinkanri@erca.go.jp
電話 : 044-520-9606
FAX : 044-520-2190

(2) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成26年8月5日(火)の17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(但し、12時00分～13時00分は除く)とする。

なお、電子メールによる入札説明書の交付を受けようとする時は、平成26年8月1日(金)の17時00分までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名:【入札説明書希望】平成26年度「地球環境基金助成活動の成果の可視化に向けた調査研究」

本文 :①会社名
②所属部署
③担当者名
④郵便番号・住所
⑤電子メールアドレス
⑥電話番号
⑦FAX 番号
⑧入札説明書を希望する入札の名称

メールを送受信する環境が無い場合には、平成26年8月1日(金)までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(但し、12時00分～13時00分は除く)に、上記(1)の連絡先にFAXで上記必要事項を連絡すること。後日、機構からFAXもしくは郵送で入札説明書一式を交付する。

(3) 「総合評価のために必要な書類」の提出期限及び場所

平成26年8月6日(水) 17時00分まで

(ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 基金管理課
電話 044-520-9606 / FAX 044-520-2190

(4) 「総合評価のために必要な書類」に関するヒアリング

平成26年8月6日(水)17時00分までに有効な提案書等を提出した者に対して実施。

① 実施日

平成26年8月8日(金)

(詳しい時間は平成26年8月7日(木)17時00分までに連絡する)

② 場所

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー
独立行政法人環境再生保全機構 8階 第3会議室

4. 競争執行の日時及び場所

平成26年8月27日(水) 14時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー
独立行政法人環境再生保全機構 8階 第3会議室

5. その他

(1) 入札保証金に関する事項

免除する。

(2) 入札者に要求される事項

①この入札に参加を希望する者は、環境再生保全機構が交付する入札説明書に基づいて「総合評価のために必要な書類」を作成し、本公告に示した業務を完全に履行できることを証明する書類を合わせて提出しなければならない。

②開札日の前日までの間において契約担当職理事から「総合評価のために必要な書類」に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、提出された「総合評価のために必要な書類」については、環境再生保全機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき「総合評価のために必要な書類」を審査するものとし、審査の結果、合格した「総合評価のために必要な書類」に係る入札書のみを落札決定の対象とする。「総合評価のために必要な書類」の合否については、平成26年8月25日(月)17時00分までに連絡するものとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

総合評価基準に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が環境再生保全機構会計規程第46条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 「総合評価のために必要な書類」が、環境再生保全機構の審査の結果、合格していること。

(6) 詳細は入札説明書による。

6. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時時点で在職している当機構 OB に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内（4 月に締結した契約については原則 93 日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第 5 条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則(抄)

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

(一般競争等に参加させることができない者)

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって
工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連
合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に
当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等
に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

平成 26 年度「地球環境基金助成活動の成果の可視化に向けた調査研究」
請負契約に係る仕様書

1. 業務の名称

平成 26 年度「地球環境基金助成活動の成果の可視化に向けた調査研究」

2. 業務の目的

市民レベルの環境保全活動においては、当機構の助成によりこれまで様々な地域や主体により取組みが行われてきた。当機構が環境 NGO・NPO の更なる支援を有効かつ着実に推進するためには、これまでの助成による環境保全の取組みを横断的に把握することが必要である。

これまで地球環境基金の助成活動により得られた成果を体系的に整理し、分析することは、類似の取組みを行っている他の環境 NGO・NPO の活動の参考となるものと考えられる。

また、環境保全活動に必要な情報やノウハウの不足から、社会的影響力をもつまでに至らず、環境 NGO・NPO の活動が広く知られていない現状を鑑み、社会性評価^{*}の枠組又は指標あるいは独自の作成した指標を活用し、活動の成果を可視化している環境 NGO・NPO の活動事例を調査し、その活用方法等を明らかにするものとする。

本業務では、上記の情報の収集・整理を通じて、日本国内の助成団体の助成先等の選定や環境 NGO・NPO の活動成果の可視化の参考となるツールや情報を提供することを目的に実施するものである。

※「社会性評価」とは、事業や投資の社会的インパクト（社会的価値、社会的費用など直接的、間接的な効果）を明らかにすることをいう。

3. 事業実施内容

(1) 検討委員会の設置

下記(2)、(3)の業務の実施に当たって、調査手法の検討や情報提供の内容等の総合的な検討を行うため、専門家1名以上を含む4名以上で構成する検討委員会を設置し、年度数回委員会を開催することとし、事務局の運営も担うこと。検討委員会の参加者及び構成については提案すること。

(2) 地球環境基金助成活動の情報整理及び分析

過去、当機構の助成により行われた環境保全活動について、活動の内容や分野毎にどのような成果が得られたのかを地球環境基金に蓄積された情報(別表1)をもとに整理を行う。

また、活動の内容や分野、規模等によりどのような目標及び指標を立てているか、またその目標達成度を抽出及び分析する。活動の分野については次のとおりとする。

- ア 自然保護・保全・復元
- イ 森林保全・緑化
- ウ 砂漠化防止
- エ 環境保全型農業
- オ 地球温暖化防止
- カ 循環型社会形成
- キ 大気・水・土壌環境保全
- ク 総合環境教育
- ケ その他の環境保全活動（国際会議、政策提言、調査研究を含む。）

さらに、地球環境基金の過去の助成活動、助成団体が助成終了後どのような経過をたどったかについて、WEB等から団体の発展具合の経過を情報収集し、①団体の機能強化、②地域活動との連携・協働、③活動の国際的な展開の観点から、地球環境基金のインセンティブ効果を分析するものとする。

（3）先進事例の情報収集・現地調査・分析

環境保全活動に関して、活動成果を可視化するため社会性評価の枠組又は指標あるいは独自に作成した指標を活用している欧州又は北米にある NGO・NPO、研究機関を中心に関連する学術論文や関係当局のウェブサイト情報等から、10 団体以上について調査を実施する。そのうち、3 団体以上は訪問ヒアリングを行うものとする。ヒアリング内容は、次の事項について調査を行うものとする。

- ア 団体概要
- イ 環境保全活動の背景（活動の経緯、活動の理由等）
- ウ 環境保全活動の活動分野及び活動内容
※活動分野は、（2）に掲げるア～ケの分野とする。
- エ 環境保全活動の成果を表すための評価指標（アウトカム指標、アウトプット指標、代替指標）等の採用理由、指標等の活用・発表の方法
- オ 環境保全活動のインパクト等

調査対象としては欧州又は北米において先進的な取組みをしている団体から3団体以上を調査対象として抽出、機構担当者との協議の上、確定し、調査すること。なお、抽出する先進事例の具体的内容については、特定の活動内容に偏ることなく選定すること。

（4）成果の普及の検討

（1）～（3）で行った業務を踏まえ、環境保全活動の活動分野別にアウトカム

指標、アウトプット指標、その他の代理指標等の整理を行い、地球環境基金助成活動の計画及び評価に活用可能な指標群として整理する。

また、(1)～(3)で行った業務を踏まえ、本調査研究結果を日本国内の助成団体の評価方法や環境 NGO・NPO の活動成果の可視化の参考となるツールとして適切な媒体、機能及び形式を検討する。

(5) 業務完了報告書の作成

(1)～(4)で行った業務内容、その他成果等を報告書として取りまとめ、当機構まで提出する。

4. 契約期間

契約締結日から平成 27 年 2 月 27 日までとする。

5. 業務完了報告書等の提出

本結果を取りまとめ、以下のものを平成 27 年 2 月 27 日までに機構へ提出するものとする。

- 1) 報告書 (A 4) 2 部
- 2) 同報告書に関する電子媒体 (Windows OS 対応) 1 部

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、独立行政法人環境再生保全機構が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下、「既存著作物」という。) の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. その他

(1) 業務実施における協議

本業務の実施に当たり、本業務契約者は機構と協議の上内容を決定するものとする。

(2) 企画内容の履行義務

本業務契約者は、上記 (1) の場合を除き、企画内容の履行の義務を負うものとする。

(3) 契約締結後の打合せ

本業務契約締結後、現地調査業務開始までに、機構にて内容や事務処理に関す

る打合せ（2回程度）を必ず行うこと。打合せにかかる旅費は、本業務にかかる経費として積算に含めること。

（4）物品調達

本業務に必要な物品の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、あらゆる分野の環境負荷の低減に努めていく必要があり、可能な限り環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこと。

（5）仕様書に係る疑義の取り扱い

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない事項がある場合については、当機構担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

情報整理対象書類

(単位:団体)

年度	書類		申請書 10ページ程度	実績報告 7ページ程度	活動報告集 1ページ
	要望書 10ページ程度	うち不採択			
1993	0	0	0	0	104
1994	0	0	0	0	157
1995	0	0	0	0	164
1996	0	0	0	0	187
1997	0	0	0	0	193
1998	0	0	0	0	195
1999	0	0	0	0	217
2000	0	0	0	0	300
2001	0	0	0	0	223
2002	0	0	0	0	226
2003	0	0	0	0	216
2004	0	0	0	0	203
2005	0	0	0	0	202
2006	0	0	0	0	170
2007	0	0	0	0	174
2008	0	0	0	0	205
2009	508	340	168	168	168
2010	469	316	153	153	153
2011	484	305	179	179	179
2012	420	231	189	189	189
2013	465	276	189	189	189
計	2,346	1,468	878	878	4,014

1993~2008

3,136